

## 京都府木造住宅耐震診断士登録制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、京都府木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に基づき耐震診断を行う京都府木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により登録を行っている建築士事務所（京都府内に所在するものに限る。以下「建築士事務所」という。）に所属する法第2条第1項に定める建築士であって、第6条の規定により京都府木造住宅耐震診断士登録簿（以下「登録簿」という。）に登録された者をいう。
- (2) 耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 補助対象事業 補助金交付要綱第3条に規定する補助対象事業をいう。

### (耐震診断士の業務)

第3条 耐震診断士は、補助対象事業を実施する市町村の依頼により当該耐震診断士が所属する建築士事務所が実施する耐震診断に係る業務を行うものとする。

### (耐震診断士の責務)

第4条 耐震診断士は、前条の業務を行うに当たり知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。

- 2 耐震診断士は、知事が特に認める場合を除き、前条の業務を行うに当たり、耐震診断以外の業務を行ってはならない。
- 3 耐震診断士及び建築士事務所は、耐震診断士の名称を使って、前条の業務以外の業務を行ってはならない。
- 4 耐震診断士は、前条の業務を行う際には、常に第7条に定める登録証を携帯するものとし、関係者から提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

### (登録の申請)

第5条 耐震診断士の登録を受けようとする者は、第12条に定める講習会を受講後1年以内に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 登録申請書（別記第1号様式）
- (2) 法第5条第2項の規定による建築士免許証の写し
- (3) 第12条の講習会の修了証（又は受講を証する書類）の写し
- (4) 写真2枚（申請前6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景であって縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）

(登録の実施)

第6条 知事は、前条の規定による申請を受け耐震診断士の登録を行うことが適当であると認める場合は、登録簿に登録するものとする。

(登録証の交付)

第7条 知事は、前条の規定による登録の実施をした者に対し、京都府木造住宅耐震診断士登録証(別記第2号様式。以下、「登録証」という。)を交付するものとする。

(登録証の再交付)

第8条 耐震診断士は、登録証をき損し、汚損し、又は亡失した場合は、第5条第4号に定める写真を添付して、京都府木造住宅耐震診断士登録証再交付申請書(別記第3号様式)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請を受けやむを得ないと認める場合は、申請者に登録証を再交付するものとする。

3 耐震診断士は第1項に定める再交付を申請した後、亡失した登録証を発見した場合は、発見した日から10日以内に知事に返納しなければならない。

(登録事項の変更)

第9条 耐震診断士は、第5条第1号に定める申請書の記載事項に変更があった場合は、京都府木造住宅耐震診断士登録事項変更届(別記第4号様式)を知事に提出するものとする。

2 耐震診断士は、登録事項の変更に氏名の変更を含む場合は、前項の届出に併せて第5条第4号に規定する写真を添えて登録証を返納しなければならない。

3 知事は、前項により登録証が返納された場合は、届出者に氏名を変更した登録証を再交付するものとする。

(登録の取消し)

第10条 知事は、耐震診断士が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 耐震診断士の要件を満たさなくなった場合

(2) 第4条の責務に反し、知事が登録を行うことが不相当と認める場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、知事が登録を取り消すことが必要と認める場合

2 耐震診断士は登録の取消しを申請する場合は、京都府木造住宅耐震診断士登録取消届(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

3 耐震診断士が死亡し、又は失そう宣告を受けた場合は、戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する死亡又は失そう宣告の届出義務者は、死亡又は失そう宣告の日から30日以内に、京都府木造住宅耐震診断士登録取消届(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、第1項の規定により登録を取り消した場合又は第2項及び前項の規定により届出があった場合は、その者を登録簿から抹消し、登録証を返納させるものとする。ただし、第1項の規定により登録を取消した場合は、その旨を本人に通知するもの

とする。

(名簿の作成等)

第11条 知事は、耐震診断士を登録した名簿を作成するものとし、補助対象事業を実施する市町村においてその名簿を閲覧に供するものとする。

(講習会)

第12条 京都府は、耐震診断士の養成を目的とし耐震診断の実施及び補助対象事業に関する内容の講習会を開催するものとする。

2 京都府は、京都府以外が開催する前項に掲げる内容と同等の内容と認める講習会等について、前項に代わる講習会として認めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月3日から施行する。

別記

第1号様式(第5条関係)

## 京都府木造住宅耐震診断士登録申請書

年 月 日

京都府知事

様

(申請者)

住 所

氏 名

(自署又は記名押印のこと。)

京都府木造住宅耐震診断士登録制度要綱第5条の規定により登録を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。  
なお、第11条の規定により閲覧に供することに同意します。

(添付書類)

- 1 京都府木造住宅耐震診断士調書(別紙)
- 2 建築士法第5条第2項の規定による建築士免許証の写し
- 3 第12条の講習会の修了証(又は受講を証する書類)の写し
- 4 写真2枚(申請前6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景であって縦4センチメートル、横3センチメートルのもの。なお、写真裏面には、氏名及び撮影年月日を記入し、別紙にちょう付してください。)

以下の欄には記入しないでください。

1	2	3	4	
---	---	---	---	--

別紙

### 京都府木造住宅耐震診断士登録調書

ふりがな	
氏名	
生年月日	
住所	〒
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	
建築士	1級 2級 木造
建築士登録番号	
所属団体	(社)京都府建築士会 その他( )
建築士事務所名	
事務所登録番号	
代表者名	
所在地	〒
電話番号	
*FAX番号	
*E-mailアドレス	
*ホームページURL	
*所属団体	(社)京都府建築士事務所協会 その他( )

\*印の項目については、名簿に掲載を希望する場合のみ記入してください。

以下の欄には記入しないでください。

登録年月日	
登録番号	

写真貼付	写真貼付
6箇月以内に撮影 正面、上半身、無帽、無 背景、縦4cm×横3cm	6箇月以内に撮影 正面、上半身、無帽、無 背景、縦4cm×横3cm

別記

第2号様式(第7条関係)

(表)

京都府木造住宅耐震診断士登録証	
写真  縦4cm×横3cm	氏名
	生年月日 年 月 日
	登録番号 第 号
	発行 年 月 日
	京都府知事 山田啓二

(裏)

京都府木造住宅耐震診断士登録制度要綱(抜粋)

(耐震診断士の業務)

第3条 耐震診断士は、補助対象事業を実施する市町村の依頼により当該耐震診断士が所属する建築士事務所が実施する耐震診断に係る業務を行うものとする。

(耐震診断士の責務)

第4条 耐震診断士は、前条の業務を行うに当たり知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。

2 耐震診断士は、知事が特に認める場合を除き、前条の業務を行うに当たり、耐震診断以外の業務を行ってはならない。

3 耐震診断士及び建築士事務所は、耐震診断士の名称を使って、前条の業務以外の業務を行ってはならない。

4 耐震診断士は、前条の業務を行う際には、常に第7条に定める登録証を携帯するものとし、関係者から提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

連絡先 京都府建設交通部建築指導課  
TEL(075)414-5346 FAX(075)451-1991

注 寸法は縦55ミリメートル、横91ミリメートルとする。

別記

第3号様式(第8条関係)

# 京都府木造住宅耐震診断士登録証再交付申請書

年 月 日

京都府知事

様

(申請者)

住 所

氏 名

登録番号

(自署又は記名押印のこと。)

次の理由により、京都府木造住宅耐震診断士登録証をき損し、汚損し又は亡失したので、京都府木造住宅耐震診断士登録制度要綱第8条第1項の規定により登録証の再交付を申請します。

なお、亡失した登録証を発見したときはこれを返納します。

き損し、汚損し 又は亡失した 理由	
-------------------------	--

(添付書類)

写真2枚(申請前6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景であって縦4センチメートル、横3センチメートルのもの。なお、写真裏面には、氏名及び撮影年月日を記入し、写真貼付欄にちょう付のことしてください。)

以下の欄には記入しないでください。

登録年月日	
登録番号	

写真貼付	写真貼付
6箇月以内に撮影 正面、上半身、無帽、無 背景、縦4cm×横3cm	6箇月以内に撮影 正面、上半身、無帽、無 背景、縦4cm×横3cm

別記

第4号様式(第9条関係)

## 京都府木造住宅耐震診断士登録事項変更届

年 月 日

京都府知事

様

(申請者)

住 所

氏 名

登録番号

(自署又は記名押印のこと。)

京都府木造住宅耐震診断士登録事項の変更が生じたので、京都府木造住宅耐震診断士登録制度要綱第9条第1項の規定によりその変更を届け出ます。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

なお、第11条の規定により閲覧等に供することに同意します。

(添付書類)

- 1 京都府木造住宅耐震診断士登録事項変更届調書(別紙)
- 2 建築士免許に変更がある場合には、建築士法第5条第2項の規定による建築士免許証の写し
- 3 氏名に変更がある場合には、写真2枚(申請前6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景であって縦4センチメートル、横3センチメートルのもの。なお、写真裏面には、氏名及び撮影年月日を記入し、別紙にちょう付してください。)

以下の欄には記入しないでください。

1	2	3	4	
---	---	---	---	--

別紙

京都府木造住宅耐震診断士登録事項変更届調書

	変更前	変更後
ふりがな		
氏名		
生年月日		
住所	〒	〒
電話番号		
FAX番号		
E-mailアドレス		
建築士	1級 2級 木造	1級 2級 木造
建築士登録番号		
所属団体	(社)京都府建築士会 その他( )	(社)京都府建築士会 その他( )
建築士事務所名		
事務所登録番号		
代表者名		
所在地	〒	〒
電話番号		
*FAX番号		
*E-mailアドレス		
*ホームページURL		
*所属団体	(社)京都府建築士事務所協会 その他( )	(社)京都府建築士事務所協会 その他( )

\*印の項目については、名簿に掲載を希望する場合のみ記入してください。

登録年月日	
登録番号	

写真貼付

6ヶ月以内、無帽  
正面、上半身、無背景  
縦4cm×横3cm

写真貼付

6ヶ月以内、無帽  
正面、上半身、無背景  
縦4cm×横3cm

別記

第5号様式(第10条関係)

## 京都府木造住宅耐震診断士登録取消届

年 月 日

京都府知事

様

(申請者)

住 所

氏 名

(自署又は記名押印のこと。)

登録を取り消したいので、京都府木造住宅耐震診断士登録制度要綱第10条第2項又は第3項の規定により登録の取消しを届け出ます。

登録番号	
登録年月日	
ふりがな	
氏名	
生年月日	
住所	〒
電話番号	
FAX番号	

(添付書類)

1 登録証

2 第10条第3項の規定により死亡又は失そうの届出義務者が届け出る場合は、それを証する書類